

建物を解体するときの注意点

～大気汚染防止法に基づくアスベスト調査等について～

建物を解体するときは、事前にアスベストの有無を調べる必要があります。

(大気汚染防止法第18条の17)

解体工事の発注者には、解体業者が行うアスベスト調査に協力する義務があります。調査については解体業者に相談するか、以下の関係団体にお問い合わせください。

アスベスト調査の関係団体

- 一般財団法人日本環境衛生センター研修事業部

建築物石綿含有建材調査者

検索 

- 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会
(電話番号：03-6809-4223)

木造住宅であっても
外壁仕上塗材にアスベストが
含まれている場合があります。



アスベスト分析の関係団体

- 北海道環境計量証明事業協議会
(TEL：011-758-1161) ((一財)北海道環境科学技術センター内)
- 一般社団法人日本環境測定分析協会北海道支部
(TEL：0155-33-4400) (㈱ズコーシャ内)

アスベストを含む建物を解体するときは、周辺に飛散しないようにアスベストを除去する必要があります。

(大気汚染防止法第18条の18)

アスベストの除去工事業者については、以下の関係団体にお問い合わせください。除去工事の内容によっては札幌市役所や労働基準監督署に届出が必要となります。

アスベスト除去工事の関係団体

- 北海道石綿処理工事業協会
(TEL：011-873-4151) (㈱シオン内)
- アスベスト除去技術北海道協議会
(TEL：011-663-1351) (㈱大島塗装店内)
- 一般財団法人日本建築センター既存建築物技術審査部

日本建築センター アスベスト

検索 

